

平成31年 第5回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成31年3月7日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成31年3月7日

東京都教育委員会第5回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第20号議案

平成30年度東京都指定文化財の指定について

第21号議案

平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

第22号議案

「文化部活動の在り方に関する方針」の策定について

第23号議案から第31号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 都立新国際高校（仮称）基本計画検討委員会報告書について

(2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
担当部長＜特命＞	川 名 洋 次
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成31年第5回定例会を開会いたします。

本日は教育新聞社外4社から取材の申込みがございます。また、7名の傍聴の申込みがございます。さらに、教育新聞社外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、北村委員にお願いいたします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回2月14日の第3回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、第3回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回2月21日の第4回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第23号議案から第31号議案まで及び報告事項(2)につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

議 案

第20号議案

平成30年度東京都指定文化財の指定について

【教育長】 それでは、第20号議案、平成30年度東京都指定文化財の指定について、地域教育支援部長、説明をお願いします。

【地域教育支援部長】 第20号議案、平成30年度東京都指定文化財の指定について説明いたします。本件は平成30年12月13日の東京都教育委員会において、新たに指定したい文化財として、4件を御審議いただきまして、12月27日に、東京都文化財保護審議会に諮問をいたしました。本年2月15日に東京都文化財保護審議会から諮問した4件全てについて、新たに東京都指定文化財として指定すべきとの答申を頂きましたので、これらについて新たに指定いたしたいと考えております。

2ページを御覧ください。新たに指定するものは、東京都指定有形文化財(建造物)として旧小出邸と旧三井家本邸、東京都指定無形民俗文化財(風俗慣習)として青梅のフセギのワラジ、東京都指定名勝として洗足池公園の4件でございます。

昨年12月13日の教育委員会におきまして、これら4件につきましては説明させていただきましたので、詳しい説明につきましては省略させていただきますが、指定すべきとされた理由の概要について、説明させていただければと思います。

まず、小出邸でございます。3ページから5ページまでを御覧ください。堀口捨己の設計により、文京区西方に大正14年に建てられたものです。指定理由は、近代日本

を代表する建築家の堀口捨己の初期作品であること、日本のモダニズム建築の発展過程を示すものとして、建築史上重要であることとさせていただきます。

続きまして、旧三井家本邸でございます。6ページから8ページまでを御覧ください。第10代三井八郎右衛門高棟にゆかりの建物群を嗣子の高公が、昭和27年に麻布笈町に移築し再構成したものです。指定理由は、上質な意匠を持ち、日本を代表する旧財閥家本邸としての風格をとどめる質の高い近代和風建築として貴重ということとさせていただきます。

次に、青梅のフセギのワラジでございます。9ページから11ページまでを御覧ください。青梅に残されている風俗慣習で、指定理由としては、災厄除けの祈願のためにワラジを作って旧村境につるす行事が残っているのは、都内では岩蔵と谷野の2地区のみで、都民の生活文化を示す風俗慣習として貴重であるということとさせていただきます。

最後に、洗足池公園でございます。12ページから14ページまでを御覧ください。洗足池公園は歌川広重が「名所江戸百景」として、浮世絵に描くなど景色の優れた場所として知られています。指定理由は江戸時代からの景勝地であること、昭和5年に風致地区に指定されて以来、環境整備が行われ、池を中心とした風致景観が優れていることです。

これら4件につきまして、東京都指定文化財として指定したく、御審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは本案につきまして、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。――
〈異議なし〉――では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

第21号議案

平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書採択について

【教育長】 第21号議案、平成31年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第21号議案資料を御覧ください。本日は、来年度に都立高校、都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部で使用する、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる附則9条本の採択を学校ごとに行っていただきます。

特別支援学校の小学部と中学部で使用する附則9条本については、8月までに採択して、国に報告しなければならない義務がございますので、これらについては、昨年7月26日の教育委員会で採択していただいております。それではまず、附則9条本について再度確認させていただきます。

次ページの参考資料を御覧ください。1にございますけれども、学校教育法附則第9条第1項には、検定教科書及び文部科学省著作教科書以外の教科用図書を使用することができると規定されております。具体的には学校設定科目、例えば第二外国語のテキスト、また、工業などの専門教科で使用する専門書のほか、特別支援学校で使用する絵本などがございまして、略称で附則9条本と呼んでおります。

次に、2にありますように、附則9条本につきましては、教育委員会の責任と権限において、適正かつ公正に各学校が選定した図書を調査し、生徒の実情等を十分考慮した上で採択をしていただきます。

次に、3の学校における選定の流れについてでございます。附則9条本が必要と判断した各都立高校等では、校長を委員長とする教科書選定委員会を校内に設置して、その選定について検討いたします。その際、（2）のアからエまでにありますように、内容が正確中正であるか、表現が正確適切であるかなどの要件を備えているかどうかを調査した上で、自校の生徒の実態を踏まえて、校長の責任と権限において、最も適切な図書を選定いたします。

その後、4にありますとおり、各学校から選定結果が具体的な選定理由とともに、教育庁指導部に報告がございまして、教育課程との照合などの確認をいたしまして、必要に応じて指導を行っております。

それでは、もう一度、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、2の選定状況について、御説明いたします。都立高校及び都立中等教育学校後期課程のうち、107課程で348種類、特別支援学校高等部のうち、51校で361種類の図書を選定してございます。またこれらのほか、高校及び中等教育学校後期課程の234課程で、「人間と社会」1種類を選定しております。都立高校及び中等教育学校後期課程で最も多く選定されているのは、表にございますとおり外国語で、次いで、音楽や美術などの芸術教科や工業など専門高校の実習の図書となっております。特別支援学校では、これも表にございますとおり、音楽や美術など芸術の図書が最も多く、次いで、職業に関する図書、家庭関係の図書、そして、国語となっております。なお、図書の数え方でございますけれども、一つの教科で複数の学校が同じ図書を選定している場合は、それは1種類として数えております。

学校ごとの選定状況でございますけれども、都立高校及び中等教育学校後期課程で選定された図書につきましては、お手元の冊子別紙1、それから、特別支援学校高等部につきましては、お手元の冊子別紙2にまとめております。本日はこれらを、このたび採択していただく附則9条本の案として、お示しさせていただいております。

それでは、別紙1と別紙2の中から、幾つか具体的に説明させていただきます。まず、別紙1、都立高校・中等教育学校後期課程の2ページを御覧ください。日比谷高校の選定結果でございます。学校設定科目として、ドイツ語、フランス語、中国語、ハングル語といった科目を置いておりまして、普通科では、こうした外国語の授業で使用する図書を附則9条本として選定している場合が多くなっております。表の一番右側に分類でAやCがございますけれども、これは脚注にございますとおり、Aはこれまで採択実績があり授業で効果が認められるもの、Bは資格試験等に有用であるもの、Cは新たに発行されたものなどで授業での効果が期待できるものと、こういった分類を行っております。

続きまして、24ページ、25ページを御覧いただけますでしょうか。国際高校の選定結果です。様々な外国語の科目に対応した図書、異文化理解や国際関係の諸課題に関する図書などを選定してございます。

続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。国際高校の国際バカロレアコー

スで使用する英語の図書を数多く選定しておりますけれども、そのほかに、26ページの4番と5番では在京の外国人生徒のための日本語学習の図書として、『J a p a n e s e B』というものを選定しております。

続きまして、工業高校の例として、29ページを御覧ください。六郷工科高校の選定結果ですけれども、実習や実技の図書を多く選定しております。工業、農業など、専門高校におきましては、このように専門的な教材を多数選定しております、資格試験等に有用なB分類のものが多くなっております。

このA、B、Cの分類について、都立高校全体の割合といたしましては、Aの採択実績があり授業での効果が認められているものは大体77パーセント、Bの資格試験等に有用であるものが7パーセント、Cの新たに発行されたもので授業での効果が期待できるものが16パーセントとなっております。

続きまして、特別支援学校の例を御説明いたします。別紙2の22ページ、23ページを御覧いただけますでしょうか。22ページ、23ページは、肢体不自由障害部門の鹿本学園で選定した図書でございます。肢体不自由部門や視覚障害、聴覚障害の特別支援学校では、知的障害を併せ持つ生徒が在籍しておりますので、絵本などのこういった一般図書が多く選定されております。

なお、教材概要の欄の1番や2番に「平成30～31年度使用特別支援教育教科書調査研究資料に掲載」とあるものがございますが、これは本日、机上にお配りさせていただいております、平成29年度に教育委員会定例会で御報告いたしました、一般図書の調査用資料のことで、これに掲載されているという意味でございます。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。青鳥特別支援学校で選定した図書でございます。知的障害特別支援学校では、生徒に適した図書として、絵本や分かりやすく、使いやすい一般図書が多く選定されております。

最後に57ページを御覧ください。永福学園で選定した図書でございます。永福学園は普通科のほかに、就業技術科を設置しております、生徒の企業就労に向けまして、専門的な職業指導を実施しております。そのため、料理、飲食店の接客サービスや清掃作業従事など、就労に結び付けることができる分類Bの資格試験等に有用である、こういった内容の図書が多く選定されております。

このA、B、Cの特別支援学校の全体での分類ですけれども、Aが63パーセント、Bが23パーセント、Cが14パーセントとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【北村委員】 それぞれの学校の特色によって、生徒たちに必要とされる教材を選定されているなというふうに感じました。図書の採択ということですので、これは少し外れてしまうコメントになるかとは思いますが、今後電子教材等も様々充実して出てくるものと見込まれますので、それぞれがニーズに応じて図書のみならず、様々な教材を充実させていって、是非学校教育の環境を更に充実させていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

【秋山委員】 この分類のA、B、Cがあつて、Aは採択実績があり、授業での効果が認められるものというもので、この「効果が認められるもの」の中に、子供たちの反応とか、子供たちの声も含まれているのではないかと思います。それはどのような形で拾い上げておられるのでしょうか。

【指導部長】 実際に授業で使うので、声というよりも、やはり子供たちの取組状況やその理解の度合いが良いという、そのままそれが反応だというふうに考えております。この教科書についてどう思いますかというよりも、授業を行っている者が使用する中でもって、肌で感じ取れていると思います。

【遠藤委員】 先ほど御説明のございました、国際高校の「留学生のための日本語」の教科書ですけれども、これは国際高校の中に留学生がかなりいるということだと思うのですが、今は具体的には何名ぐらいいるか学年ごとに人数が分かりますでしょうか。分からなければ、後で結構です。これから、国際高校のような学校だけではなくて、いわゆる留学生のための日本語学校の機能充実が、外国人人材の受入れという観点で非常に重要視されています。そのような中で、国際高校のような学校が留学生のための日本語教育で、こういう授業をしていますというモデルのようなこと、例えば日本語学校に公開するなどすると役立つのではないかと、教科書を見て感じました。現実にはどのぐらいの留学生を受け入れて教えているのかということに関心が

ありますので、後で教えてください。

【宮崎委員】 今の日本語教育は、実は留学生だけではなくて、帰国生徒であるとか、あるいは、ずっと日本で育ちながら、なかなか文章表現ができないとか、いろいろな事情がある方にも有効だと思うのです。ですから、そういう場面にも応用できるような、知見を積み上げていただいたら、その情報をさっきの秋山委員の話ではございませんけれども、少し分かりやすい形で効果を一般に情報発信していただけるといいかなと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

第22号議案

「文化部活動の在り方に関する方針」の策定について

【教育長】 次に、第22号議案、「文化部活動の在り方に関する方針」の策定について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第22号議案資料を御覧ください。「文化部活動の在り方に関する方針」をこのたび策定いたしましたので、本日、議案として提出させていただきます。

まず、この資料の1の(3)経過を御覧ください。まず去年3月、スポーツ庁の方から、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が出ました。それを受けまして、4月に東京都教育委員会として「運動部活動の在り方に関する方針」を出しました。この時、スポーツ庁の方では、いずれ文化庁の方から文化部活動についての方針が出る。それまでは、文化部活動の内容については運動部活動に準じて行ってください、ということでした。

そして、いよいよ昨年12月27日に、文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が出ました。それを受けまして、このたび、東京都教育委員会としての「文化部活動の在り方に関する方針」を策定いたしましたので、本日お諮りさ

せていただいております。

1の(1)目的にございますように、文化部活動が地域、学校、分野、活動目的等に
応じた多様な形で最適に実施されるために策定するというものです。これは東京都
教育委員会が作っておりますので、対象といたしましては、都立中学校そして都立高
等学校となります。

次に、2の内容でございますが、大きく5章に分けて作成いたしました。まず、1
適切な運営のための体制整備、2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のため
の取組、3 適切な休養日等の設定、4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備、5
学校単位で参加する大会等の見直し、というものでございます。

これは運動部活動と文化部活動とで齟齬はなく、ほとんど同じになっております。
特に、昨年4月に作成いたしましたところと今回も同じで、特徴があるのが、1の
(2)の「指導・運営に係る体制の構築」です。必ず各学校では部活動ごとに活動計
画や方針を立て、そして公表すること、ということ。それから、3の「適切な休養日
等の設定」です。これは運動部も文化部も共通です。週に2日で、平日に1日、それ
から週休日に1日の休養日。長期休業日についても同じような扱いになります。活動
時間につきましても、平日では大体2時間程度、それから休日や長期休業日中は3時
間程度ということで、このようにはっきりと出したというのが特徴でございます。

ただ今回、運動部と文化部とで、細かく言いますと少し違っているところがござい
ます。お手元にお配りしております、方針でもって説明をさせていただきます。

まず1ページ目、囲いの中の2番目に「部活動への参加を義務付けたり、活動を強
制したりすることがないように留意すること」とあります。これは昨年の運動部の時
にはなかったのですけれども、今回新しく付け加えております。

それから、このページの一番下ですが、「フォローアップ」というのは、教育委員
会として定期的に活動状況をフォローアップしていきましょうということなのですけ
れども、「フォローアップについてはスポーツ庁が実施する運動部活動と合わせて行
うなど、負担軽減を図るものとする」。これは、運動部のときにやりますよという
ことでしたので、文化部についても同じように一斉にやって、学校の負担を減らして
いきますということでございます。

続きまして、3 ページ目の、2 の（1）適切な指導の実施のアのところですが、運動部活動のときには、この後に、熱中症の記述がありました。ただ、文化部では絶対ないというわけではございませんが、運動部に比べてその危険性が低いので、熱中症に関してのことはここでは省いております。

続きまして、6 ページになります。（2）地域との連携等のア、「教育委員会及び校長は……」というところです。その次で、これは運動部活動にも同じような文章がありますが、今回は「家庭の経済状況にかかわらず」という文言が国の方でも示されておりましたので、都教育委員会でもこの文言を入れております。

最後、かなり大きな違いですが、5 の学校単位で参加する大会等の見直しのところで、「校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する」というのがあります。これは運動部活動のときはございませんでした。やはり今、働き方改革ということも含めまして、今回こういう形で文化部活動がありますけれども、運動部活動の方でこれがないので、やらなくてもいいということではなく、やはりこれについては同じような形だと思います。

それでは概要版にお戻りいただいて、最後、3、今後の取組のところでございます。まず、都教育委員会として、都立学校にこの方針を通知するとともに、区市町村教育委員会にも例としてお示しします。区市町村教育委員会は文化庁の方針、それから、都教育委員会の方針を基に、各区市町村教育委員会でやはり方針を作成します。また、都教育委員会ホームページに掲載し、先ほど申し上げましたように、定期的にフォローアップを実施します。また、部活動指導員、これは運動部だけではなく、文化部についても部活動指導員がありますので、それを拡充していきます。今後、文化部、運動部を含めた全ての部活動の総合的ガイドラインを作成していきます。そして、各学校でございますけれども、都立学校に関しましては、この方針にのっとり、各学校で活動方針を作り、また、年間や毎月の活動計画を作成し、そういった活動方針や計画を学校のホームページで公表するということになっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願

いたします。

【山口委員】 運動部活動に続いて文化部活動ということなのですけれども、質問とお願いになります。そもそも知・徳・体というバランスというところから考えると、考え方としては、成長過程にある子供たちが文化か運動かという二者択一というのがバランス的にどうなのだろうと。ですから、私とすれば、運動でも、もし可能であれば、幾つかのやりたい部に参加できたり、文化部と運動部どちらにも参加できるというような在り方もあっていいと思うのです。もちろん、運動部でも文化部でも、スポーツでいえば、トップクラスを目指したい人ももちろんいるので、その人たちは一つの部に、でもまたそうではない人たちもいれば、そういう多様な在り方がおそらくこれからの運動部活動、あるいは文化部活動には求められていくのではないかと思います。ですから、そういった併用できるような学校が今、存在するのかという質問が一つです。それから、お願いとしましては、今回のことを見ますと、やはり国から言われてきたことに東京都も準じてこのようなものを作る、それは当たり前なのですが、しかし、一步先んじて、子供たちになぜ休養日を設けるかといったら、違うことをしてもらいたいからなのです。でしたら、部活動が開かれているのですから、そういうものを活用できるような、そんなことのモデル校であったり、試みを進めていただきたいというのがあります。

【指導部長】 まず、運動と文化的活動ですけれども、基本的には、体育や音楽、美術などは教育課程の中ですが、それをフォローする意味で、例えば、運動部や文化部があると思います。そして、5ページですが、委員がおっしゃっているように、「具体的な例としては……」というところで、「より多くの生徒の芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動」、いわゆるがっちりとした文化部ではなく、文化的活動をするようなものを含めて、運動部の子供がそれをやっていたり、こういうようなことをやりなさいということがあります。実際、運動部なのですけれども、今、東京都の方でも、スーパーアクティブスクールなどで中学校の研究をしてもらったのですが、緩やかな部活動、部活動だけれども、がっちりとした部活動ではなく、運動していくというような取組をやっていって、それには運動部に入っている子供も文化部に

入っている子供もやってみませんか。そして、1日、1週間の運動量を増やしていこうという、そういう取組や研究をしています。

ですから、運動部の方でそれができていますので、今後、文化部の方でも、緩やかな芸術文化に触れるようなこれを研究していかなければいけないと考えております。

【宮崎委員】 大きな全体の枠組みですけれども、顧問の教員の関わり方といいますか、これはよくある話なのですけれども、公立高校の場合は特に、ある特定の部がとても活躍をしているのに、顧問の先生が転勤になった瞬間に駄目になったという話はよく聞きます。それで、転勤させないでくれという嘆願書が生徒や保護者から出てきたり、そういうことがあります。継続的に一定の活動が続けられる工夫も必要だと思うのです。その年度の中の休日をどうするか細かい運用もそうなのですけれども、全体として、この分野に対しての姿勢がこの学校はこうだと、例えば、邦楽に力を入れている学校であるとか、管弦楽や合唱などでも常に全国でトップクラスを狙っている部活動をしているところとか、いろいろな特徴があるのですが、せっかく築いたそういう特徴がその後途絶えないようにする工夫というのにも必要かと思うのです。ですから、そういうことも一言付け加えていただけるといいかと思うのですが、それはありますか。

【指導部長】 4ページが一番上のイですが、直接ではないのですけれども、例えば、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する合同部活動が二つありまして、子供たちのニーズが少なくなった場合と、やはり顧問がいなくなって、指導する者がいない、だけれども、近くの学校に行けば指導を受けられるという、こういうような形はあります。ただ、これは一長一短が実はございまして、顧問の先生がいらないのに部活動を継続してきて、どんどん部活動が増えていってしまう、ある時期で、ここは一つの機会だなといって、廃部にしていこうという考え方もありますし、やはり、その辺はいろいろ学校の状況、保護者それから生徒、それから指導体制でもってこのような合同部活動をする場合と、廃部にしようというのがあります。ですので、これは子供たちのために絶対残す必要があるということがあった場合には、このような形があります。あとは、外部指導員を活用、それから、部活動指導員を活用して、直接指導する顧問ではないけれども、顧

間がいて、それで外部指導員、部活動指導員によってまた続けていくという形もあるかと思えます。

【教育長】 異動基準も必ずしも画一的ではなく、それぞれの学校の状況、校長の要望を踏まえて、基準よりも長く在職させるという、そういう扱いもしております。また、後任を育てるということも意識して、要は、その学校の特色となっています。

【宮崎委員】 持ち味ですよ。

【教育長】 はい。部活については後任を育てるような配慮も講じているところがございます。

【宮崎委員】 そういうことを正々堂々とできるように、一言書いてあるといいかしらと思えました。

【指導部長】 人事のことに関わる内容ですし、大きな方針ですので、ここに記載というのは控えさせていただきたいと思えます。

【遠藤委員】 意見というか、感想なのですけれども、これは運動部活動の指針が出て、それに基づいて具体的なことを定め、運動部でやったから文化部でもという御説明があったと思うのですけれども、運動部と文化部では少々違うのではないかという違和感というのか、感想として持っています。だからといって、こういうことをやめろと言っているわけではありません。運動部というのは御案内のとおり、先生にかなり負担が掛かってくるわけで、先生の働き方改革、あるいは子供たちの過重な負担という観点からこういう指針は絶対に作るべきですし、見守ってもらわなくてはいけないと思えます。文化部活動というのは、人間それぞれの個人の個性の問題であり、あるいは考え方の問題であり、例えば、演劇部だとか、そういったもので時間で規制すると、ここにいろいろルールが書いてあるようなことをどうやって守っていくのだろうかというような感じを少々持ちました。ただ、そうしたものの活動の中で、先生の過重な負担というようなことが出てくることもあり得るので、こういう取り決めをしておかないといけないのかなとも思ったりしています。文化部と運動部を全く同じ基準で、その学校の先生の働き方改革という観点から取り決めるというのに、感想ですけれども若干違和感を持ちました。それから、スポーツ、運動部との関係で、やはり同じ文言で地域との連携ということが書いてあるわけですが、私も地域の町内会の

副会長をやって、学校活動のサポートをしてきた経験からいくと、この文化部、私も町内会で、学校の文化部活動、これは具体的にどうやってやるのかなという感じを持ちました。運動部については、いろいろとサポートしていくという経験がたくさんあるのです。地域の人と一緒に記載がありますが、これは地域と学校と一緒にやることではなくて、文化部活動というのはそれぞれの個人、あるいはその学校の先生の指導の下でやっていくことなので、これは運動部の指針から出てきて、文化部も同じような形の支援をつくらなければいけないから、こういう形で文言を作ったのであろうと類推しました。

【指導部長】 まず、一点目ですが、やはり運動部と文化部というのはもちろん違いがたくさんあると思います。ただ、この方針というのは、子供たちの健全な成長を願い、そして教員の過度な負担を減らすということで作っております。また、これを策定する上で、教育委員会の代表者、それから校長先生方の代表者と検討委員会を聞きました。その中で、まず昨年、運動部に方針が出た時に文化部も準じてという形で、かなり同じようにやって違和感なく、そういったルールというのはやっています。ですので、この方針は割合とスムーズにできるだろうというふうに思っております。

二つ目の地域との関係ですけれども、文化部の方にここにありますように、いろいろな地域の場所をお借りしたりとか、地域にある文化活動をやっている、演劇でも音楽でもと合同でやったり、地域のお祭りなどに呼ばれて行くというような、そういった意味で考えています。

【遠藤委員】 はい、分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

報 告

(1) 都立新国際高校（仮称）基本計画検討委員会報告書について

【教育長】 次に、報告事項（１）都立新国際高校（仮称）基本計画検討委員会報告書につきまして、教育改革推進担当部長、説明をお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 都立新国際高校（仮称）基本計画検討委員会報告書について、御説明いたします。

新国際高校につきましては、平成29年3月にまとめられた新国際高校（仮称）設置に係る検討委員会報告書の内容を踏まえ、平成30年6月に都立新国際高校（仮称）基本計画検討委員会を設置し、具体的な教育課程や施設設備について検討を重ねてまいりました。本日はその検討結果につきまして、御報告します。

報告資料（１）を御覧ください。検討委員会報告書の概要になります。まず、第1章では、都立新国際高校（仮称）の設置について示しております。2の設置の基本的枠組みを御覧ください。設置場所は東京都港区白金二丁目、旧東京都職員白金住宅地跡で、白金高輪駅から徒歩2分の場所への設置を予定しております。課程・学科につきましては、全日制課程・国際教養学科として、生徒が進路に向けて主体的に科目選択できるよう単位制としております。

学校規模につきましては、全学年6学級相当計18学級相当で生徒総数720人の規模を想定しており、海外帰国生徒・在京外国人生徒の募集人数は今後検討することとしております。

開校予定年度につきましては、基本設計の結果等を踏まえ、できるだけ早期に開校予定と示しております。

3、教育理念等についてですが、こちらについては、お配りしております机上の冊子の4ページの4、「新国際高校（仮称）の教育」の概念図で説明させていただきたいと思っております。

教育理念につきましては、「国際社会において、地球規模の問題解決に積極的に取り組み、他者と協調しながら、より良い未来を構築する人材を育成する。」とし、前回の検討委員会の検討内容を引き継いでおります。

さらにこの理念を踏まえ、本検討委員会では、教育方針として、三つの柱を示しております。まず、柱の一点目は「修養」でございます。幅広く豊かな教養を身に付けるリベラルアーツ教育を充実するため、専門教科の「理数」と「英語」及び学校設定

教科の「リベラルアーツ・国際」を設定いたします。また、各教科での必履修科目のほか、多様な選択科目から生徒が主体的に選択・履修することで、世界に通用する豊かな教養を身に付けていくことをねらいとしております。

そして、授業以外にも様々な知識・教養を習得することができる機会として、土曜講座を開講いたします。土曜講座では、生徒が興味・関心のある講座を選択し、自身の知識を広げるだけでなく、世界で活躍するトップリーダーから直接学び、対話する機会を通じて、国際社会で活躍する意欲を培っていくことをねらいとしております。

柱の二点目は、「創造」でございます。論理的思考力等を育成するとともに新たな価値を創出する探究的な学習の充実を進めるため、生徒個々が設定する地球規模の課題について、科学的に追究する探究的な学習を「Global Issues Lab」として、1年次から3年次までの教育課程に位置付け、主体的な学習態度を身に付けるとともに、その活動の中で生徒が国内外の大学や研究機関等との連携やMOOC等を活用したり、国内外の高校生等との協同研究に積極的に関わったりすることを通じて、多様な価値観を受容し新たな価値を創出していくことを狙いとしております。

柱の三点目は、「協働」でございます。信頼関係を構築する社会参加・社会貢献等体験活動の充実を進めるため、国内でのボランティア活動やインターンシップ等を通じて、社会貢献の重要性についての意識を高めるとともに、生徒が企画・実施する東南アジア地域等でのボランティア活動等を行う海外スタディツアーを通じて、国際人としての豊かな人間性を醸成することをねらいとしております。

教育方針の三つの柱、「修養・創造・協働」の英語の頭文字がCであることから、3Cとしてこれらを実現するための教育課程について、第2章以下で説明しております。

それでは報告資料の2ページを御覧ください。教育課程の基本方針については、ただいま説明した教育方針を実現するため、柔軟な教育課程を編成することとしております。教育課程編成の基本的な考え方については、前回の検討委員会の内容を引き継いでおり、報告資料にお示ししているとおりになっております。

教育課程編成の特色ですが、冊子の16ページ、9、新国際高校（仮称）3年間の教育のイメージ図、こちらを併せて御覧いただければと思います。（1）リベラルアーツ

ツ教育の充実についてですが、国際教養学科として特色ある学校設定教科・科目を設定していく予定にしております。冊子の16ページでは、修養の取組について、上段に記載しております。学校設定教科「リベラルアーツ・国際」を設定し、第1学年では必履修科目としてデータの多角的分析法等を学ぶ「データサイエンス」を学習します。また、国内外の文化等を理解するため、「東京・日本」「G I 哲学・文化」を設定いたします。

第2学年では、必履修科目として、古典作品についての対話や芸術教科と他教科を融合させる「言語表現・科学表現」を設定するほか、地球規模の課題を学び考え、協議するG l o b a l I s s u e s の各科目を設定してまいります。

報告資料の(1)のウ、語学力と言語能力の育成についてでございます。特に、国語科では、言語活動を通して、日本語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を育成し、探究的な学習の基盤となる論理的思考力や批判的思考力を高める学習につなげていきます。また、外国語科でも、専門教科「英語」や第二外国語を履修することにより、自分の考えを日本語及び英語等で明確に表現できる生徒の育成を目指してまいります。

そして、右側エにありますように、英語以外の科目を英語で学ぶ、内容言語統合型学習(C L I L)を一部の科目で導入してまいります。

次に、(2)探究的な学習の充実です。探究的な学習の取組である「G l o b a l I s s u e s L a b」にて、1年次の「L a b I」で探究の型を学び、1年次後半から2年次の「L a b II」では、地球規模の課題を生徒一人一人が科学的に追究してまいります。その際、海外の高校生との協同研究を実施することも想定しております。

そして3年次の「L a b III」では、和文、英文で論文をまとめ、発表時には国内外の高校生とともに、「より良い未来の構築」と題したシンポジウムを開催できればと考えております。

報告資料の3ページを御覧ください。(3)社会参加・社会貢献等体験活動の充実です。国際協力機構やN P O等と連携し、生徒がグループ単位等でボランティア活動等を行う海外スタディツアーを2年次で実施することを示しております。

その他の教育活動では、土曜講座の開講やガイダンス機能の充実、(3)にあるよ

うに、海外大学への進学支援については、アメリカの大学進学を視野に入れたSAT等対策講座やエッセイ等作成講座の開講、海外大学進学個別カウンセリングや出願サポート体制の構築等を示しております。

最後に第3章「施設・設備」について説明をします。都立新国際高校（仮称）の施設・設備方針では、デジタルデバイスを生徒1人1台以上使えるようにするとともに、校内のどこにおいても、それらを利用できる情報通信環境を構築することとしております。

また、主な施設・設備の整備内容では、生徒が自主的な学習や探究活動を行うための拠点として、図書館、自習スペース、ディスカッション等に活用できるオープンスペースが一体となったラーニング・コモンズを整備していくこととしております。

さらに海外の高校との合同授業や大学等教育機関との連携を可能とするために、大型プロジェクターを複数台設置した双方向通信が可能なオンライン型の視聴覚室（ワールドオンラインルーム（仮称））を整備することとしております。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願いいたします。

【宮崎委員】 国際教養学部の学部長をしているものですから、これの発展形のようなことを大学でやるのですが、そのときに鍵を握っているのは、教える側の教員の質なのです。ですから、今までの、いわゆる高校の教員のカテゴリーに多分収まりきらない方々を配置していかないといけないのかなという感じがいたします。その教員の研修とか、実際に育てていただく仕組みとか、これまでの基準とは違う目で選考していくとか、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 こういった内容ですので、今、委員がおっしゃったように、かなり質の高い授業を行えるスタッフを育成していく必要があるかと思えます。いわゆる高校の教員のみならず、この教育をお願いするのではなくて、専門的な内容については大学や研究機関等とも連携して、そのお力を借りるということも大切だと考えております。

【北村委員】 一つは、私も、先生のことが本当に気になります。大学でも今、教

員の国際化を進めるということで、そこで一番大きな問題がやはりリクルーティングです。日本にそんなに高い資質・能力を持った研究者や教育者がなかなかおらず、大学の場合、海外から呼ぶのですが、非常に難しい。同じことが多分、高校の教師でもある特にネイティブの方を採用する場合に、どれだけの本当に能力や資質を持った方が国内にいらして、採用できるのかとか、海外から呼ぶことが場合によっては必要なのかとか、非常に教員の採用に関して高い壁もあるかもしれないと思いますので、是非そこは検討していただきたいと思います。

まず一つ、今の国際高校のコピーを造っても、仕方がないのではないかと申し上げたいです。確かに今、国際高校が人気があるので、新国際だということも一つですので、全く違う高校をつくれということではないのだと思います。そこにやはり、一定のニーズがあるわけですし、そのニーズに応え切れていないから、新しい学校をとというのは分かるのですが、それと同時に、せっかく新しい学校をつくるのであれば、コピーのようなものではなくて、やはりこの新国際高校らしさというのを、どこに散らしていくのかということだと思います。

例えば、国内で生まれ育って海外経験等はほとんどないような子供でも、将来国際的に活躍したいと思っているような子供を伸ばしてあげられるような高校ということであれば、当然受け入れる際にも、もともと高い英語力等を持っているということを期待するよりは、そういったものを身に付けられる潜在能力を持ってる子供を入試で選ぶ。そのためには例えば、日本語の能力が非常に高い子供であれば、適切に訓練すれば、外国語の運用能力も当然高くなるのが期待できるので、そういったことを含めて入試に関しても、いわゆるグローバル系とか国際系のコースや学校がやっているような入試と似たようなことをそのままやってしまうのではなく、この新国際高校で育てたい子供の姿を明確にした上で、その子供たちを適切に選べるような入試の仕方というのも是非検討していただきたいと思います。

今のことも関連するのですが、育てたい子供、こういう子供になってほしいという人材像とか、あと、何をもってそういう子供を育てられたかという成果を後で測るときに、もちろんこういう性格の学校ですので、海外の大学への進学実績や国内でも国際教養学部等のグローバル系の学部等への進学というのも一つの指標にはもちろん

なってくると思うのですが、それだけで本当にいいのかなという気もします。

海外の大学に行く予備校のような高校をつくっても仕方がないと思いますので、そうではなくて、きちんと日本の社会や文化のことを理解した上でなおかつ、グローバルなマインドを持って文化の異なる背景の人たちといろいろな能力を発揮しながら活躍できるような、そういうような子供を育てていってほしいです。そういう意味では、どういうふうにその学習の成果や教育の成果を測るのかということについても、大学進学実績だけではなく、あらかじめそこを具体化して、こういうような子供を輩出していけばいいのではないかと。例えば、卒業研究のようなものを課したり、ある種の研究活動、アカデミック論文とかやっていくわけですので、そういうものですばらしいものが書けるようになるとか、その辺りも一つの手法かもしれないですし、いろいろなものがあると思います。是非その辺りも、いわゆるグローバル系の学校や国際に力を入れている学校が今、皆さんが積極的に、こういうふうには成果を上げていきますというような、決まり切った指標に留まらないようなことを是非工夫していただきたいと思います。

かなり大変なことをお願いしていると思いますが、せっかく新しい、しかも皆さん非常に楽しみにしている学校だと思いますし、個人的にも非常に楽しみな学校ですので、是非お願いしたいと思います。

【教育改革推進担当部長】 今、国際高校は、入学者選抜において、英語の独自問題をやったりしていますけれども、今後、この新国際高校（仮称）でどのような入学者選抜制度をしていくかということについては、今後検討させていただきたいと思います。

それから、この学校の成果ということで、今、参考になるような御意見を頂きましたので、それも踏まえながら考えていきたいと思っています。最終的には、生徒個々が目指す進路実現に対して、この学校の学びがどれだけ最終的に生かされたかというところになるのかなと思います。

【山口委員】 先ほどから、両委員が言われているように、やはり、誰が教えるかということも大変重要だと思いますので、その取組に期待したいと思います。

また、もう一点、大学と連携してとか、あるいは企業と連携してとか、海外の大学

と連携して、これを教員がやるのでしょうか。ここが結構肝だと思っています。やはり、大学もそうですが、教員がやるには、もう本当に手一杯というか、その能力で採用されているわけではないので、これはやはり、コーディネーターとかプログラムマネジャーとか、そういう人が専門職としていて、結構その手腕に掛かっているのではないかと思うのです。このカリキュラムを見ると、アカデミック論文作成とあるのですが、英和ということは、英語で書くということですか。もうそれだけだつてすごく大変なことなのです。大学でもそこまでやらせていない大学は多いですから。教員はもう徹底して教育をやってもらって、周りのところは誰かほかの人という発想も、こういった国際高校であれば、私は必要だと思うので、是非その人事も含めてやっていただきたいなというところが一点です。

それから、北村委員がおっしゃった、どういう能力を持っている子供がグローバル人材としてという、もちろん育てるといえるのはあるのですが、スポーツでは、すごく大勢の中から教育するというのは、効率的ではないですね。ですから、そろそろこういった国際ということをやりましたので、タレントIDのような、こういう子供がグローバル人材としては向いているよねという、単に英語の能力があるということだけではなくて、先ほど言われたように、すごく自分を発信するのが上手だとか、おしゃべりだとか。やはり、日本語で無口な子供は海外に行っても大体無口、おしゃべりな子供は言いたいことがたくさんあるので、習得も早いというような、それがタレントIDかもしれませんが、そういった知見をきちんと可視化して、そういう能力があるような子供は向いていますよ、というようなことをデータとして蓄積されて発信されていくということも、いいかなと思います。一度にいろいろなことはできないと思いますが、是非お願いしたいと思います。

【教育改革推進担当部長】 一点目の内容につきましては、この検討委員会の中でも同じような意見が出ております。やはり、教員スタッフと事務系のスタッフの一層の融合を図るような校務センター的な機能も考えていかななくてはいけないのではないかなという意見も出ていましたので、その辺については、また開校までの間に検討させていただきたいと思います。

二点目については、おっしゃるとおりだと思っております。この学校でベースとな

る風土というのは、きちんと自分の意見が言えて、しっかり人の話が聞けて、それで深いディスカッションができる。そういう風土をやはりつくっていかなくてはいけないと思いますので、それに適合するとか、それに耐えられるような生徒に来てもらえるようなことを考えていきたいと思います。

【遠藤委員】 全面的にエールを送りたいと思います。というのが、まず、リベラルアーツを第一にしたということですね。このリベラルアーツのレベルを上げるために、この創造とかあるいは協働というものを二つ載せた。ベースがリベラルアーツというのが、いろいろ言われているのですが、なかなか具体的に学校の方針として打ち出してきたというのはすばらしいなと思っています。というのが、企業社会が全てではないですけれども、大学生を受け入れる立場で社員の教育等をしておりまして、最も欠けているのが、このリベラルアーツの部分です。深い教養ということなのですね。御案内のように、今、企業で一番人気のある大学はどこか、秋田の国際教養大学なのですね。秋田の国際教養大学は御案内のように、公立大学であって、そしてリベラルアーツをベースにして、山口委員が言われたようなことも含めて肉付けしている。それを北村委員も言われたように、今の国際高校のコピーでないような形で、新しい国際高校というイメージでこれを打ち出されたというのはすばらしいなと思います。

山口委員もおっしゃったように、これを実現する、生徒に植え付けていくというのは、先生が大変だと思うのです。ですから、是非これを建学の理念だけではなくて、現実に卒業生に体现できるような形に仕上げただけであればと思っています。エールを送りますので、よろしく願いいたします。

【秋山委員】 すばらしい特徴ある内容を御準備されています。ただ、開校予定がまだはっきりしていないというところがあります。既に国際高校があるわけで、これだけの良いものを、もう既にある国際高校でも取り入れて実践していただく、良いところ、良いものはシェアしていくというようなこともありではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 学校の教育課程は校長が編成するものでありますが、今回の検討委員会では、国際高校の校長が入っていますので、こういったものに対す

る情報は常に入っています。立川国際中等教育学校についても、同じように情報を提供する中で、取り入れられる部分については取り入れてもらって、ただ、様々な条件整備が必要だと思しますので、それが可能であれば、当然その内容を学校長の裁量の中で取り入れていくということになるかと思えます。

【宮崎委員】 評価なのですけれども、政策評価というのは、往々にして単年度で結果が出ないというのがあると思うのですが、教育というのは長くかかるもので、この高校で学んだことが、社会の中堅になって、30代、40代になって花開くということもあると思えますし、ですからそういう意味では、あまり成果に焦らずに、できれば長く追跡調査をして、卒業生がその後どんな人生を送っていくのかというようなことを見守っていくというような姿勢で構えていただけるとありがたいかと思えます。

【教育長】 よろしいでしょうか。それでは、本件につきまして報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

3月28日(木) 午前9時半

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、今月の第4木曜日の28日、日程等の都合によりまして、午前9時半から、教育委員会室で開催いたします。また、臨時会を3月の22日金曜日午前10時から教育委員会室にて開催させていただきたいと存じます。なお、臨時会の議題ですが、人事等に関する案件の審議だけを予定しております。以上です。

【教育長】 ただいまの説明のとおり、3月22日金曜日午前10時から臨時会を開催したいと思しますのでよろしくお願いいたします。なお、22日の臨時会は人事等に関する案件の審議のみということでございますので、非公開とする旨、本日この場で御決定を頂きたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——
それでは、22日の臨時会は非公開で開催ということにさせていただきます。また、次

回の教育委員会定例会につきましては、日程等の都合によりまして、3月28日午前9時30分からとなりますので、お間違いのないようお願いいたします。

日程につきましては以上でございますが、そのほか、何かございますか。

【指導部長】 教育長、先ほどの質問について回答します。

【教育長】 先ほど回答を留保されていた部分についてどうぞ。

【指導部長】 国際高校の生徒の数でございますけれども、まず、1年間の長期の留学生が、大体毎年1、2名おり、今年度は2名おります。そして、在京外国人生徒が今年度は29名、それから、帰国生徒が45名ぐらいです。

そして、附則9条本を使用する授業は、1年間いる留学生、例えば、今年度は2名と、このほか、在京外国人生徒や帰国生徒で日本語がまだ苦手かなという12名が日本語クラスを受講しているということです。

【遠藤委員】 ありがとうございます。多いですね。

【教育長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前11時15分)